

正 誤

令和三年三月二十九日海上保安庁告示第十五号
 (航路標識に関する件)
 (原稿誤り)
 九ページ一段終りから七行目と六行目の間に次
 のとおり加える。

位 名
 所 在 地 置 称
 北 東 緯 経
 変更した事項
 和田ノ鼻灯台(徳島県小松島市)
 の北方約三・四キロメートル
 三四〇二二二四
 一三四一三八二二九
 一三四一三七一五八

位 名
 所 在 地 置 称
 北 東 緯 経
 変更した事項
 徳島沖の洲導流堤灯台(徳島県
 徳島市)の東南東方約三・五キ
 ロメートル
 三四〇二二一八
 一三四一三七一五八

位 名
 所 在 地 置 称
 北 東 緯 経
 変更した事項
 和田ノ鼻灯台(徳島県小松島市)
 の北方約三・二キロメートル
 三四〇二一一八
 一三四一三七一五八
 令和三年二月二十六日
 同ページ二段終りから八行目と七行目の間に次
 のとおり加える。

位 名
 所 在 地 置 称
 北 東 緯 経
 変更した事項
 吉野川口灯浮標
 徳島沖の洲導流堤灯台(徳島県
 徳島市)の東北東方約三・四キ
 ロメートル
 三四〇四一〇六
 一三四一三七一四〇

位 名
 所 在 地 置 称
 北 東 緯 経
 変更した事項
 和田ノ鼻灯台(徳島県小松島市)
 の北方約六・六キロメートル
 三四一〇四一〇六
 一三四一三七一四〇
 令和三年二月二十六日